

## 総社市建設工事等最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）第10条の規定に基づき、総社市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び測量、建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の競争入札において、最低制限価格（消費税及び地方消費税の額を除いた額をいう。以下同じ。）を設定する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等とする。ただし、最低制限価格を設定することが適当でない認められるものについては、これを設定しないことができる。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、工事価格又は業務価格（設計上の金額で、消費税及び地方消費税の額を除いた額をいう。）に基準率と変動率の和を乗じて得た額とする。ただし、算出された価格の千円未満は切り捨てるものとする。

2 建設工事における基準率は、第1号から第4号までに掲げる額（それぞれ小数点以下の端数を切り捨てた額）の合計額を工事価格で除して算定するものとする。ただし、基準率は小数点以下第5位を切り捨てとし、0.75に満たない場合0.75とし、0.92を超える場合は0.92とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

3 前項の計算式により難しいものについては、前項の規定にかかわらず、別に定める基準率とする。

4 測量、建設コンサルタント業務等における基準率は0.70とする。

5 変動率は、次の計算式により算定する。

$$\text{変動率} = (0.001 \times X + 0.0001 \times Y) \times Z$$

(1) 総社市電子入札実施要領に規定する電子入札システムにより入札を実施する場合、電子くじを使用して決定するものとする。

- ① 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は入札金額を登録する際に任意の3桁の数字を入力する。（くじ番号）
- ② 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒を、3桁の数字として電子入札システムが自動的に取得する。（到着ミリ秒）
- ③ 「くじ番号」と「到着ミリ秒」の和を「決定くじ番号」とする。なお、和の値が4桁

となった場合は、下3桁の数字を採用することとする。

- ④ 入札参加者の「決定くじ番号」の和の十の位の数字を「X」、一の位の数字を「Y」、百の位の数字が0又は偶数の場合は「Z」を「-1」とし奇数の場合は「Z」を「1」とし、上記の計算式に「X」「Y」「Z」をそれぞれ代入して変動率を算定する。

- (2) 紙媒体により入札を実施する場合は、変動率を使用しないものとする。この場合の最低制限価格は、工事価格又は業務価格に基準率を乗じて得た額とする。ただし、算出された価格の千円未満は切り捨てるものとする。

- 6 再入札が行われる場合の最低制限価格は、1回目の入札で決定された最低制限価格と同じ金額とする。

(最低制限価格の周知)

- 第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札参加者に対し、当該契約に関し、最低制限価格が設定されていることを周知する。

(落札者の決定)

- 第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者は、再度の入札に参加できないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

(不調時の措置)

- 第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者がいないときは、改めて競争入札(随意契約を含む。)に付する。ただし、第3条第4項第1号の規定により、電子入札システムを使用し入札を実施した場合で、予定価格の範囲内の全者が最低制限価格を下回り落札者がいない場合、 $X=9$ 、 $Y=9$ 、 $Z=-1$ を代入し、最低制限価格を再計算し決定する。

(最低制限価格の公表)

- 第7条 最低制限価格は、落札者が決定後、速やかに公表するものとする。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年6月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月1日から施行する。